

2026 年改訂

兵庫県歯科衛生士会 災害時行動指針



公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会



はじめに

1.過去の教訓と進化する支援体制

私たち兵庫県歯科衛生士会は、1995年(平成7年)1月17日の阪神・淡路大震災をはじめ、但馬地域の水害、佐用町水害、東日本大震災などを通じて、災害時における歯科保健活動の在り方を経験から学んできました。能登半島地震では、日本災害歯科支援チーム(JDAT)が歯科医師会主導のもと初めて「チーム兵庫」として本格的に機能し、歯科衛生士も専門職として役割を担いました。これは、災害歯科保健が個々の対応から、全国的に組織化された支援体制へと進化したことを示す重要な一歩となりました。

2.専門職としての研鑽と登録制度

これらの教訓に基づき、日本歯科衛生士会では、「災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル 2023 年度版」を作成し、2026 年度は改訂版を発行し、災害時の業務の調整と日本災害歯科支援チーム(JDAT)の発足を円滑に行うための体制や役割の構築を行っています。また、人材育成として、日本歯科衛生士会が定める育成研修の受講により、災害に対する知識を備えた実践力のある「災害歯科保健歯科衛生士」の登録を行っています。本会においても、災害時の派遣チームにおいて歯科保健活動を担うための「災害歯科保健歯科衛生士」の登録と体制整備を進めています。

3.兵庫県内三団体の「災害協定」締結

兵庫県が令和7年3月31日に「災害時の歯科保健医療活動指針」を改訂したことを受け、令和7年6月4日に兵庫県歯科医師会と兵庫県歯科技工士会、当会の三団体で「災害協定」を締結いたしました。この協定により、発災時に兵庫県から歯科保健医療救護活動の派遣要請を受けた歯科医師会より当会に対して協力依頼があった場合、派遣について最大限の協力を行う安定的な関係が合意されました。また、日本災害歯科支援チーム「JDAT 兵庫」の編成時には、兵庫県歯科医師会の指揮のもと歯科保健医療活動を行うことが定められたことで、今後の災害発生時における円滑な支援体制が整いました。

4.常に備え、共に行動するために

本指針は、私たちが職能団体の一員として、広域災害に対する災害救助法において、被災者の命と健康を守るために行動するための道標です。いつ起こるかわからない災害に対し、支援の基となるこの指針を常に確認し、備えておきましょう。

令和8年6月1日

歯科衛生士としての基本姿勢

1. 自己管理と安全確保
2. 被災者への尊厳と心情への配慮
3. 専門職としての役割と連携
4. 公正・公平な支援の提供
5. 守秘義務の徹底

◇ 行動時の留意点 ◇

1. 安全確保を最優先とする

自分自身の安全確保、健康管理には十分に注意しましょう。

2. 被災者に寄り添い支援する

歯科保健活動は、被災者の心情に配慮し、謙虚な気持ちで支援しましょう。
被災者に寄り添い、被災者の話や思いに耳を傾けましょう。

3. 単独行動の禁止とバディ制の徹底

現場では常に 2 人以上のペア(バディ)で行動し、予期せぬ事故や二次被害を防ぐとともに、専門職としての確実な安全確保と情報共有を図りましょう。

4. チームとして行動する

チームの一員としてチームの方針をよく理解し、多職種との連携体制のもとに活動をしましょう。

5. 記録を徹底する

被災地における歯科保健活動の実態を正確に把握するため、迅速かつ確実な記録管理を徹底する。

◇ 禁止事項 ◇

1. 無断撮影の禁止

避難所での写真撮影は基本的に禁止です。活動報告等のため撮影が必要な場合は、被災した方々の心情とプライバシーに充分配慮し、また、目的や用途を説明し、同意を得た上で撮影しましょう。

2. SNS 投稿の禁止

活動中および活動後に、被災地の状況や活動報告を SNS 等に投稿することは禁止します。

目 次

1. 平時の心構えと役割	- 1 -
2. 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー）	- 2 -
3. 迅速な安否確認体制	- 3 -
4. 大規模災害発生時の対応	- 5 -
5. 災害時における歯科衛生士会の体制と流れ	- 6 -
6. 災害時のフロー	- 8 -
7. 県内被災地支援体制の主な流れ	- 9 -
8. 大規模災害における県外からの受援体制(JDAT 歯科支援チーム) .	- 10 -
9. 県外での大規模災害の支援体制	- 11 -
10. 被災地における歯科支援活動	- 12 -

様式・参考資料 . . . 別冊

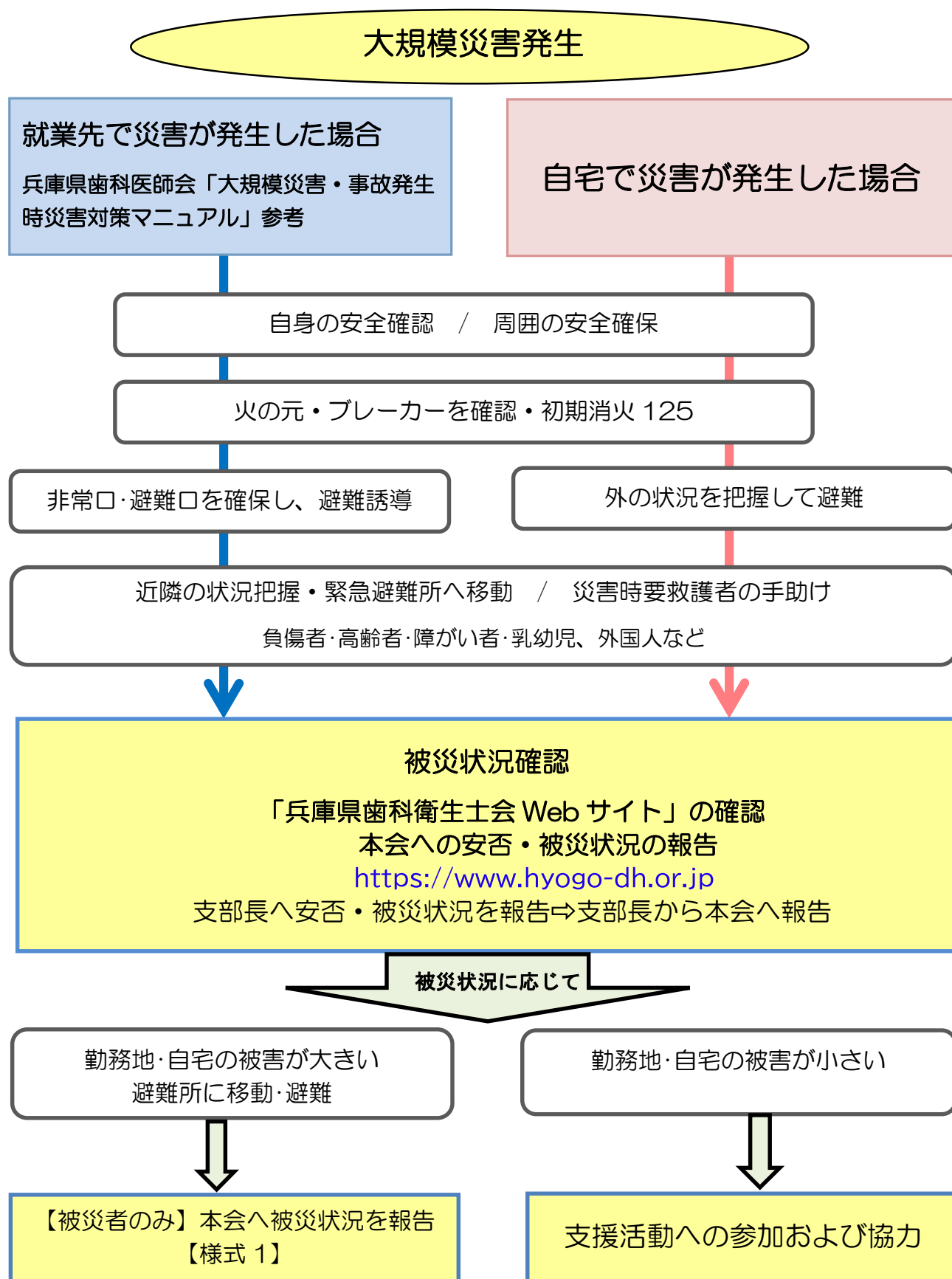
災害時行動指針 各種様式 他（別冊）	- 13 -
参考資料	- 13 -

1 平時の心構えと役割

災害の発生を完全に予測することは不可能であるが、職能団体として災害時の被害を最小化する「減災」の考えを基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、歯科衛生士一人一人が指針に即した行動が出来るように備える。

本 会	体制整備	① 本会役員、支部長、副支部長、災害支援担当者、関係機関等の連絡網の整備と確認 ② 支部との連携強化 ③ 発災時の安否確認の整備 ④ 通信機器の整備
	協定・連携	⑤ 兵庫県、兵庫県歯科医師会、兵庫県歯科技工士会、日本歯科衛生士会との情報共有と連携 ⑥ 被災地支援時の旅費、宿泊料、保険、食糧費等の費用調整 ⑦ 災害支援活動に必要な物品の確保と備蓄 ⑧ 連携団体の災害時の支援活動等の把握
	災害支援対応力の構築	⑨ 対策本部設置及び運営・情報伝達など、災害支援体制整備 ⑩ 災害歯科保健歯科衛生士登録と支援体制の整備 ⑪ 災害支援活動に関する研修の実施
支 部	地域連携	① 支部長、副支部長および、災害支援担当者との役割分担の確認 ② 市町や郡市区歯科医師会との災害時の役割についての協議・調整 ③ 支部内で災害時行動フローの整備 ④ 日本歯科衛生士会の「災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」及び「兵庫県災害時歯科保健医療活動指針」、市町等の災害時行動マニュアルの理解
	会員把握	⑤ 支部会員の連絡網の整備 ⑥ 受援体制に向けた災害歯科保健歯科衛生士登録者の整備
	訓練参加	⑦ 自治体等が実施する防災訓練への参加
会 員	連絡網への登録	① 会員連絡票の登録 ② 連絡網及び情報伝達方法の確認 ③ 災害時連絡伝達訓練の参加
	個人の備え	④ 避難場所や経路の確認 ⑤ 非常持ち出し用品の準備 ⑥ 家族との安否確認方法の確認 ⑦ 就業先との連絡方法の確認
	災害対応力の向上	⑧ 日本歯科衛生士会の災害歯科保健歯科衛生士に登録 ⑨ 災害支援活動に関する研修会に参加 ⑩ 自治体等が実施する防災訓練への参加 ⑪ 地域住民に対する「災害歯科保健」の普及啓発

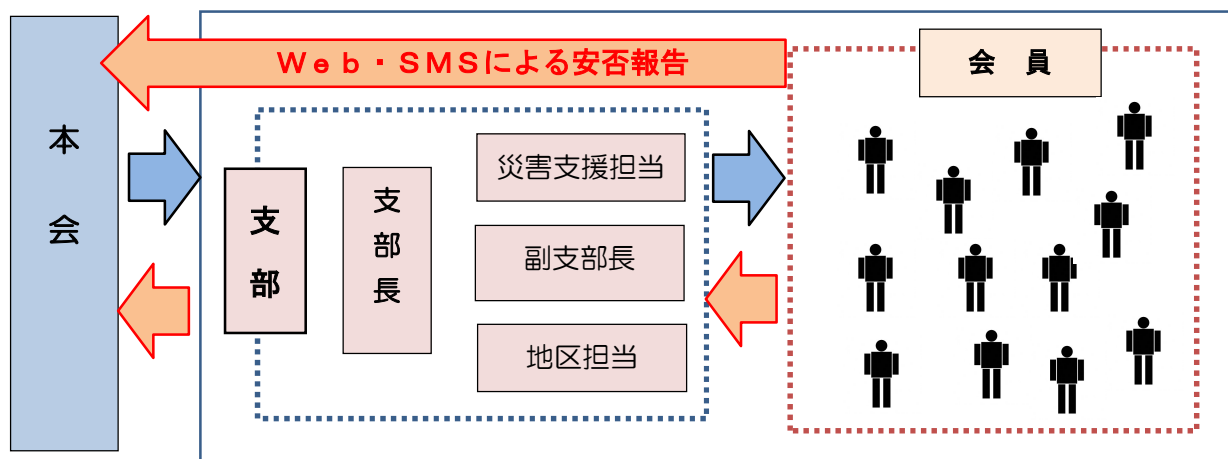
2 大規模災害時の安全行動(会員の行動フロー)



3 迅速な安否確認体制

災害時における安否確認は、歯科衛生士会 Web サイトから行うことを基本とし、合わせて支部会員として支部長との連絡体制を整えておく。

支部連絡網体制(イメージ)



支部長は会員より安否報告等があった場合は、速やかに本会に報告を行う。

会員の安否確認について

兵庫県歯科衛生士会 Web サイトから報告

<https://www.hyogo-dh.or.jp>

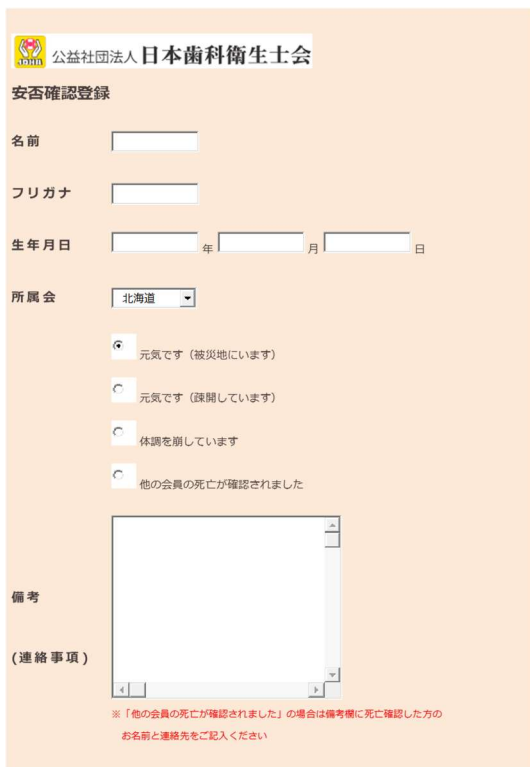
【内 容】

- ① 氏名 (入力)
- ② 会員番号 (入力なくても可)
- ③ 所属支部 (選択)
- ④ 自身の安否状況について
☐ 無事 ☐ ケガ(重) ☐ ケガ(軽)
- ⑤ その他の被災の有無について
☐ 家族 ☐ 自宅 ☐ 就業先
- ⑥ 今後の災害支援活動について
☐ 可能 ☐ 否 ☐ 要相談
- ⑦ 支援活動が可能な方は連絡先の入力をお願いします
携帯番号
メールアドレス
- ⑧ 他の会員の被災情報などあれば、入力をお願いします



日本歯科衛生士会 Web サイト

<http://www.jdha.or.jp>



公益社団法人日本歯科衛生士会

安否確認登録

名前

フリガナ

生年月日 年 月 日

所属会

☐ 元気です（被災地にいます）

☐ 元気です（疎開しています）

☐ 体調を崩しています

☐ 他の会員の死亡が確認されました

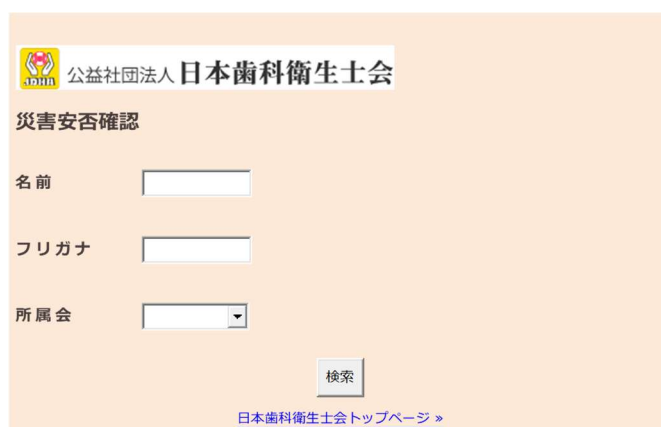
備考

(連絡事項)

※「他の会員の死亡が確認されました」の場合は備考欄に死亡確認した方のお名前と連絡先をご記入ください



災害安否確認ページ



公益社団法人日本歯科衛生士会

災害安否確認

名前

フリガナ

所属会

検索

[日本歯科衛生士会トップページ »](#)

兵庫県の防災気象情報（防災ポータル）を公開しています。

兵庫県防災(気象)情報 Web サイト

https://www.bousai.pref.hyogo.lg.jp/dis_portal/

ひょうご防災ネット

<https://bousai.net>

災害用伝言ダイヤル「171」録音 → 本会 078-341-6471 再生

災害用伝言板「Web171」メール → 本会 キャリアメール・SMS

4 大規模災害発生時の対応

就業地(歯科医療機関等)における被災時の対応の流れ

歯科医療機関が被災した場合を想定し、平時から発災時の初動や連絡体制について、院内等で協議・確認しておく。

兵庫県歯科医師会「大規模災害・事故発生時災害マニュアル」に従い、安全行動と復旧活動を実施する。

- ※ 兵庫県歯科医師会「大規模災害・事故発生時災害マニュアル」を活用
- ※ 兵庫県 Web サイトにて状況把握に努める。

歯科医療機関の長(病院長、院長など)の指示のもと
歯科医療機関の復旧対応に努める。

地域の歯科保健医療の
復旧にむけて

歯科医療機関での歯科救護活動

- 救急歯科診療の補助
- 歯科相談
- 歯科医療機関との連携調整
- 歯科支援チームとの連携

連携

救護所・避難所等での災害支援歯科衛生士活動

- 口腔ケア物資の支援と普及啓発(ポスター掲示・リーフレット配付等)
- 救急歯科医療活動
- 避難所における巡回歯科医療活動
- 避難所における巡回歯科相談
- 施設における口腔ケアと歯科相談
- 仮設住宅における歯科相談

【歯科支援活動の重要ポイント】

- ※ 救護所及び避難所における責任者の同意・協力を得て、歯科口腔保健アセスメントを用いた歯科支援活動を行う。
- ※ 日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル 2025 年度版」書式(日本歯科医師会統一版書式)を活用する。(災歯 2-1・3-2・3-3・3-4・3-6・3-7)

5 本会の災害時の支援体制

本会、支部、会員がそれぞれの役割を理解し、組織一体となって連携し行動する。

主な担当・役割	対 応
災害対策本部 本部長 会 長 副本部長 副会長 本部設置 指揮命令 外部統括調整 派遣決定	① 会長は、本会に災害対策本部を設置する。 ② 本会事務所が被災した場合、臨時の事務所に対策本部を設置する。 ③ 会長は、副会長・専務理事・常務理事・統括ロジ・事務局を召集する。 ④ 会長が被災した場合は、副会長がその業務を遂行する。 ⑤ 会員の安否を確認する。 ⑥ 兵庫県歯科医師会や行政など連絡調整し情報を共有する。 ⑦ 災害歯科保健歯科衛生士・JDAT の編成及び派遣を決定する。
会員支援統括 専務理事 安否確認 派遣候補者管理 安全管理支援	① 会員連絡網(指針)による会員の安否を確認する。 ② 会員の被災状況を収集する。 ③ 被災地歯科保健活動における歯科衛生士の情報を整理する。 ④ 傷害保険の加入手続きを行う。 ⑤ 災害歯科保健活動歯科衛生士の旅費等必要経費の概算等について情報を収集する。
通信情報記録統括 常務理事 情報発信 外部報告 連絡調整 活動記録保存	① Web サイト等による安否確認情報を整理する。 ② 行政・歯科医師会等、関係機関の情報を収集し整理する。 ③ Web サイト等による被災情報の発信を行う。 ④ 被災地のライフライン・避難所等の状況を把握する。 ⑤ 県、日本歯科衛生士会に被災状況を報告する。 ⑥ 活動の記録と報告を作成する。 ⑦ 災害支援活動の取組みをまとめる。(終了時)
救護体制整備統括 常務理事 救護活動計画の立案・調整	① 兵庫県と兵庫県歯科医師会より支援要請を確認し、以下の情報を収集する。 ・ 災害歯科保健活動歯科衛生士の人員と派遣期間 ・ 現地までの交通手段、避難所等担当責任者の調整 ・ 避難所等のライフライン状況の把握と情報提供 ・ 災害歯科保健活動の宿泊場所、必要物品の確認など ② 災害歯科保健歯科衛生士登録者より派遣を調整する。 ③ 支援活動計画の立案と支援活動を統括する。
救援物資管理統括 常務理事 救援物資の管理・配布	① 被災地支援物品を手配し準備する。 ② 災害歯科保健活動の必要物品全体を統括する。

主な担当・役割	対 応
統括ロジスティクス (通称:統括ロジ) 情報集約 連絡調整 後方支援	① 統括ロジは本部において、歯科医師会や様々な関係団体の情報を整理し、本会対策本部を通じて連携する。 ② 統括ロジは災害歯科保健歯科衛生士等の連絡調整や支援活動の後方支援を行う。 ③ 必要に応じて、支部長に活動内容を共有する。
ロジスティクス (通称:ロジ) 現場支援・物資管理	① ロジは統括ロジをサポートし、被災地での支援活動に従事し、現地災害支援歯科衛生士のリーダーとして調整窓口、報告責任者の役割を担う。

主な担当・役割	対 応
支 部 支部長 副支部長 災害支援担当者 地区担当者	① 被災状況の情報収集及び支部会員の安否を確認する。 ② 被災地で支援活動可能な会員を把握する。 ③ 本部への被災状況及び安否報告を行う。 ④ 市町や郡市区歯科医師会より支援要請がある場合は、本部へ報告し、指示のもと支援活動を行う。 ⑤ 被災地支部は、本部に必要な支援と物資の要請及び、状況の情報を提供する。 - 避難所の施設名、住所、避難者等の年齢層や人数 - 支援ニーズ、歯科保健活動の人員と派遣期間 - 現地までの交通手段、避難所等担当責任者名 - 避難所等のライフライン及び、食料及び飲料水等の状況 - 支援歯科衛生士の宿泊場所、必要物品の確認など ⑥ 被災地支部における支援活動のリーダーを決定する。 ⑦ 本部へ災害支援活動の内容を報告する。
会 員	① 被災地の会員は、自身と家族の安全を確保する。 ② 安否及び被災状況、支援活動の可否を支部長と本会(Web 安否登録)に報告する。 ③ 被災地の会員は、所属機関の復旧作業に努める。

6 災害時のフロー

災害が発生した場合、会員は本部及び支部長に被害状況や安否を報告し、支部長は会員からの状況を本部に報告する。様式に従って、情報を収集し効率的に報告する。

(兵庫県歯科衛生士会 災害時行動指針各種様式 2026 年度版 参照)

【 災害対策本部 】 (兵庫県歯科衛生士会) TEL : 078-341-6471 (月～金 9:30～17:00) FAX : 078-945-7871 ① 会員の安否確認と県内被災状況の収集・報告 【様式 2・3】 ② 災害歯科保健歯科衛生士(JDAT)派遣調整 【様式 5・7】	●本会 ☐ 対策本部の設置 ☐ 役員の安否確認 ☐ 会員連絡網による安否確認 ☐ 兵庫県歯科医師会との調整 ☐ 備蓄・支援物資の調整【様式 8・9】 ●支部から ☐ 支部の被災状況確認と集計【様式 3】 ☐ 災害支援歯科衛生士状況の集計【様式 5】 ●支部へ ☐ 支援物資発送一覧【様式 10】 ☐ 歯科保健活動歯科衛生士派遣調整と連絡【様式 7】 ●日本歯科衛生士会へ ☐ 日本歯科衛生士会に報告・要請
---	--

指示・連絡

報告

【 各支部 】 ① 支部会員安否確認と被災状況の報告→【様式 2】 ② 災害歯科保健歯科衛生士支部の取りまとめ(報告) 【様式 4】	●被災地支部から ☐ 会員の安否・被災状況の収集 ☐ 本会へ被災状況の報告【様式 2】 ☐ 兵庫県歯科医師会や行政等と連絡調整・情報収集 ☐ 災害歯科保健活動歯科衛生士の要請【様式 6】 ☐ 支援物資の要請【様式 11】 ☐ 支援物資の管理【様式 12・13】 ●支援支部から ☐ 被災地支援可能な会員の把握と報告【様式 4】
--	---

指示・連絡

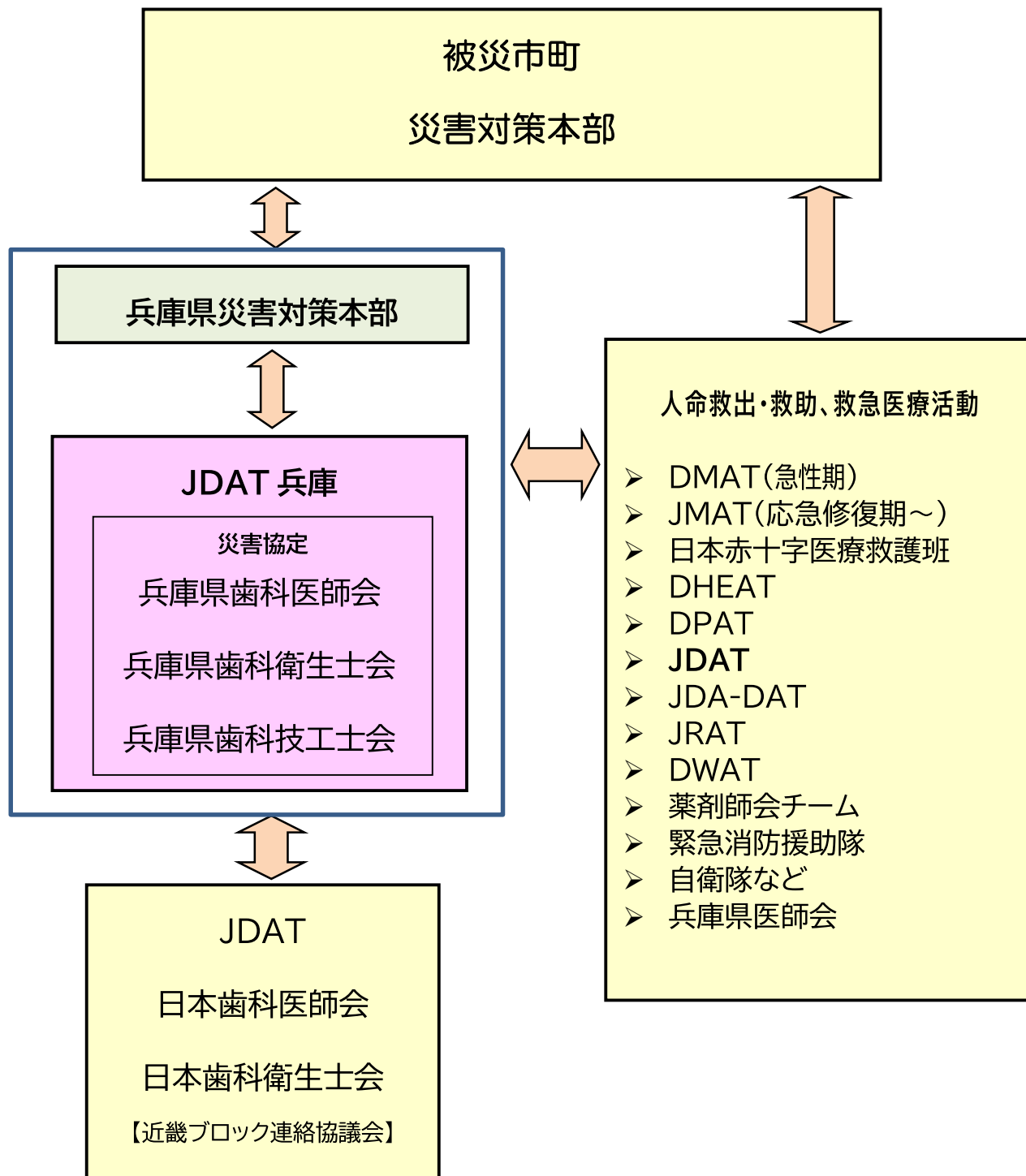
報告

【 支部会員 】 ① 被災状況と支援活動の可否を報告 【Web:安否確認】	本部及び支部長に報告する(Web・SMS) ●被災地歯科衛生士 ☐ 会員と家族の安否確認 ☐ 自宅と勤務先の状況把握 ☐ 避難場所の確認 ☐ 被災状況(被災者のみ)報告【様式 1】 ●災害歯科保健活動歯科衛生士 ☐ 支援活動の可否を支部長へ報告【安否確認】
--	---

7 県内被災地支援体制の主な流れ

兵庫県及び兵庫県歯科医師会等からの要請により、本会災害対策本部が災害支援歯科衛生士(JDAT 等)の派遣調整を行う。

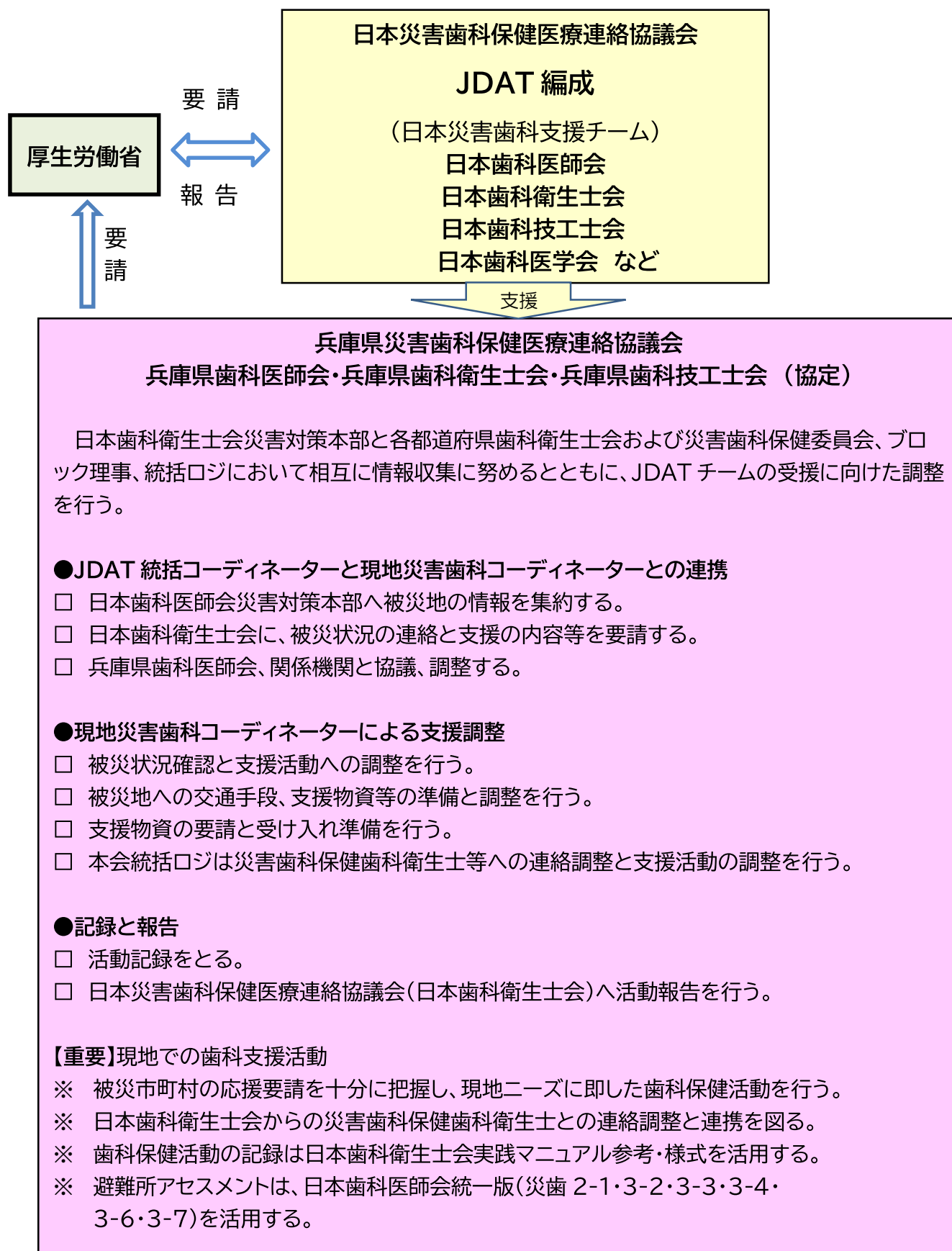
<各機関対応図>



※平時から防災訓練等に参加し、多職種と顔の見える関係を図り連携体制を整えておく。

8 大規模災害における県外からの受援体制(JDAT 歯科支援チーム)

厚生労働省の要請により、日本災害歯科保健医療連絡協議会の日本歯科医師会が主導のもと、JDAT 歯科支援チームが編成され、受援体制を図る。



9 県外での大規模災害の支援体制

県外で大規模災害が発生した際は、日本災害歯科保健医療連絡協議会(日本歯科医師会主導)のもとで JDAT(日本災害歯科支援チーム)が派遣される。

当会は、日本歯科衛生士会災害対策本部、各都道府県歯科衛生士会と相互に緊密な情報収集に努める。その後、具体的な支援要請に対し、兵庫県、日本歯科衛生士会、ならびに兵庫県歯科医師会と速やかに調整を行い、JDAT への歯科衛生士派遣を行う。

※本会は、令和 7 年 6 月に兵庫県歯科医師会および兵庫県歯科技工士会との三者間において「災害時の歯科保健医療活動に関する協定」を締結しており、JDAT の派遣要請に対応するための協力体制を整備している。

JDAT 本部 (日本災害歯科支援チーム)



JDAT 兵庫

支援要請に対し、兵庫県、日本歯科衛生士会、ならびに兵庫県歯科医師会と速やかに調整を行い、JDAT 兵庫チームの一員として被災地支援を行う。

●準備・調整

- ☐ 兵庫県歯科医師会、兵庫県、関係機関と協議、調整を行う。
- ☐ 日本歯科医師会及び日本歯科衛生士会より被害状況を収集し、支援の内容等の把握を行う。
- ☐ 被災地への交通手段、支援物資等の準備について日本歯科衛生士会から情報収集を行う。
- ☐ 本会統括ロジは災害歯科保健歯科衛生士等の連絡調整と支援活動の調整を行う。
- ☐ 被災地支援活動可能な会員の要請を各支部長に行う。
- ☐ 支援物資の準備を行う。
- ☐ 災害歯科保健歯科衛生士のリーダーを確保する。
- ☐ JDAT での活動中は保険が適用されますが、災害歯科保健活動を行う際の様々な危険を想定して、日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等へ加入する。

●現地歯科支援活動

- ☐ 被災市町村の支援要請を十分に把握し、現地ニーズに即した歯科保健活動を行う。
- ☐ 現地歯科衛生士会との連絡調整と連携を図る。
- ☐ 歯科保健活動の記録は日本歯科衛生士会実践マニュアル参考・様式を活用する。
- ☐ 被災状況や活動報告を徹底する。

●現地での歯科保健活動

- ☐ 被災市町村の支援要請を十分に把握し、現地ニーズに即した歯科保健活動を行う。
- ☐ 被災地歯科衛生士との連絡調整と連携を図る。
- ☐ 歯科保健活動の記録は日本歯科衛生士会実践マニュアル参考・様式を活用する。
- ☐ 避難所アセスメントは、日本歯科医師会統一版(災歯 2-1・3-2・3-3・3-4・3-6・3-7)を活用する。

10 被災地における歯科支援活動

救護所・救護センター・避難所等における歯科支援活動

被災した市町は現地医療機関だけでは対応困難とした場合、救護所を設置することになっており、救護所では対応できない場合、救護センターを設置する。被災直後は「歯科医療活動」が中心となるが、被災者の生活の視点からニーズを拾い、多職種と連携し「歯科保健活動」も展開する。

《災害時歯科保健医療活動》

- ☐ 歯科保健医療のニーズの調査
- ☐ 歯科医療の提供と歯科相談窓口の設置
- ☐ 救急歯科医療活動
- ☐ 地域歯科医療機関の情報収集
- ☐ 口腔衛生用品の配布と説明および環境整備(ポスター掲示・リーフレット配付等)
- ☐ 様々な場での口腔健康管理
 - ・ 避難所における巡回歯科医療活動・歯科相談
 - ・ 施設における口腔ケアと歯科相談
 - ・ 仮設住宅における巡回歯科医療活動・歯科相談

《アセスメント・情報収集》

避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、保健医療福祉調整本部で情報共有し、支援調整に役立てる。

日本歯科医師会統一版

- ☐ 【災害 2-1】施設・避難所等歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)
歯科や保健医療の専門家だけでなく、避難所の運営スタッフや支援者が用いて、評価することができる。
- ☐ 【災害 3-2】歯科保健医療・ニーズ調査・対応・実施票(個別・個人)
避難所において、個別のニーズ調査を行う。
- ☐ 【災害 3-3】歯科医療・ニーズ調査・対応・実施票(個別・複数)
避難所・施設等において、集団で個別のニーズ調査を行う。
- ☐ 【災害 3-4】歯科医療・ニーズ調査・啓発・指導 総括票
避難所・施設等において、ニーズ調査と指導内容の記録管理と報告を行う。
- ☐ 【災害 3-6】歯科保健医療救護・個別記録票(災害時歯科共通対応記録)
避難所・施設等において、歯科保健医療等の個別の記録管理を行う。
- ☐ 【災害 3-7】歯科保健医療救護・報告書(災害時歯科共通対応記録)
避難所・施設等において、歯科保健医療等の日報の記録管理を行う。

※ 保健医療福祉調整本部にて多職種との情報交換・情報伝達を行い、救護所・避難所等の情報を得たうえで、チームとして歯科保健活動を行う。

※ JDAT での活動中は保険が適用されるが、災害歯科保健活動を行う際を想定して、歯科衛生士賠償責任保険にも加入することを勧める。

※ 歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「歯科衛生士実践マニュアル改訂版」日本歯科医師会「施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメントシート」等、日本歯科医師会統一版を活用する。

兵庫県歯科衛生士会災害時行動指針 各種様式 他（別冊）

災害時の連絡、報告、要請等について様式に記入し、必ず記録として残しておくことが重要である。
各種様式は兵庫県歯科衛生士会 Web サイトからダウンロードし、パソコンで利用できる。

1. 歯科衛生士会員連絡票（2026 改訂）
2. 安否確認（2026 改訂）
3. 連携様式 1～13（2026 改訂）
4. 2023 年追補版 兵庫県歯科衛生士会本部災害時行動指針
5. 災害対策本部連絡網
6. 支部役員連絡網

参考資料

被災地での歯科衛生活動資料・各種パンフレット

参考：日本歯科衛生士会災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル 2026 年度版

参考：兵庫県歯科医師会 大規模災害・事故発生時災害対策マニュアル

参考：兵庫県 災害時の歯科保健医療活動指針(令和 7 年 3 月 31 日)

資料編 1 地域保健関連情報

- 2 健康相談票
- 3 施設・避難所等歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票・結果票
- 4 歯科保健医療支援アクションカード・避難所等アセスメント
- 5 啓発ポスター

－ 参考文献 －

日本歯科衛生士会：災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル 2025 年度(令和 7 年 8 月発行)

兵庫県：災害時の歯科保健医療活動指針改訂版(令和 7 年 3 月 31 日作成)

兵庫県歯科医師会 大規模災害・事故発生時災害対策マニュアル

2023 年 追補版

兵庫県歯科衛生士会本部災害時行動指針

兵庫県歯科衛生士会は2018年に災害時行動指針を作成し、職能団体の一員として予期せぬ災害を想定し、支援活動だけでなく、後方支援においても対応できるように備えてきました。

2023 年追補版は、支援活動の要となる対策本部の行動指針を作成し、南海トラフ巨大地震や、予期せぬ自然災害及び想定外の非常事態において当会が速やかに行動をとるための指針となるものです。

➤ 災害対策本部

任務：災害対策本部を設置し、災害対応の命令を統括する。

➤ 会員支援統括

任務：会員の安否確認及び情報を収集し、災害支援対応を行う。

➤ 通信情報記録統括

任務：災害対応に関わる通信手段を確保し、情報を収集し整理する。

➤ 救護体制整備統括

任務：救援活動計画を立案決定し、歯科医療救護班、口腔ケア班を構成し業務を統括する。

➤ 救援物資管理統括

任務：救援物資の管理及び配布に関して業務を統括する。

➤ 災害対策本部連絡網

災害対策本部

任 務 : 災害対策本部を設置し、災害対応の命令を統括する。

活動場所 : 災害対策本部

- ☐ 1 会長は会事務所の安全性を確認し、本部役員を召集する。
- ☐ 2 災害対策本部を設置する。
 - ☐ 会長を本部長とする。
 - ☐ 副会長を副本部長とする。
 - ☐ 専務理事と常務理事を統括者とする。
- ☐ 3 災害対策本部の通信手段を確保させる。(通信情報記録統括)
- ☐ 4 連絡網に基づき会員の安全確認をさせる。(会員支援統括)
- ☐ 5 会員の被害状況等、情報を収集させる。(会員支援統括)
- ☐ 6 統括者から決められた時間に災害対策本部長に状況を報告させる。
- ☐ 7 統括から深夜時間帯の連絡・報告についても確認させる。

(時間	場所	)
(時間	場所	)
(時間	場所	)
(時間	場所	)
(時間	場所	)
(時間	場所	)
(時間	場所	)
- ☐ 8 統括間での情報の共有を図る。
- ☐ 9 兵庫県歯科医師会と連携し、支援体制を図る。
- ☐ 10 行政と連携し、支援体制を図る。(救護体制整備統括)
- ☐ 11 災害支援物資の支援体制を準備させる。(救護物資管理統括)
- ☐ 12 日本歯科衛生士会に被害状況を報告する。(災害対策本部)
- ☐ 13 災害担当者から適宜活動報告をさせる。(通信情報記録統括)
- ☐ 14 支援要請を行う。(災害対策本部)

会員支援統括

任 務 : 会員の安否確認及び情報を収集し、災害支援対応を行う。

活動場所 : 災害対策本部

- ☐ 1 災害対策本部長を確認する。
 - ☐ 本部長に報告する時間、場所を確認する。
(時間 場所)
 - ☐ 深夜時間帯の連絡についても確認する。
(時間 場所)
- ☐ 2 通信情報記録統括者を確認する。
(氏名 連絡)
- ☐ 3 災害対策本部の通信手段を確保させる。
- ☐ 4 支部長、災害支援担当者との通信を確認し、会員の安否確認を行う。(別紙様式)
- ☐ 5 支部長、災害担当からの情報を収集し整理する。
 - ☐ 会員(本人・家族)の被災状況把握
 - ☐ 家屋の被災状況
 - ☐ 勤務機関の被災状況
 - ☐ 災害の規模(被災者数・死者数・ライフライン・交通手段等)
 - ☐ 支援物資の確認
 - ☐ 被災地支援活動の可否※必要があれば会員に依頼し状況の把握に努める。
- ☐ 6 行政の情報を確認する。
 - ☐ 歯科教護班の協力要請の有無
 - ☐ 災害救助法適用地域の確認
- ☐ 7 日本歯科衛生士会の対応を確認する。
- ☐ 8 会員の災害支援歯科衛生士として参加の有無について確認を行なう。
- ☐ 9 救護体制整備統括と情報共有し、災害支援歯科衛生士の調整を行う。
- ☐ 10 支援活動等の傷害保険加入の検討を行う。
- ☐ 11 会員支援統括者は災害対策本部長に状況を報告する。
- ☐ 12 災害終結後に報告書の作成を行う。

通信情報記録統括

任 務 : 災害対応に関わる通信手段を確保し、情報を収集し整理する。

活動場所 : 災害対策本部

- ☐ 1 災害対策本部長を確認する。
 - ☐ 本部長に報告する時間、場所を確認する。
(時間 場所)
 - ☐ 深夜時間帯の連絡についても確認する。
(時間 場所)
- ☐ 2 通信情報記録担当者を確認する。
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
- ☐ 3 災害対策本部の通信手段を確保させる。
- ☐ 4 外部との連絡、通信を確認し対応する。
 - ☐ 衛星通信の確認をする。
- ☐ 5 通信情報担当者の通信手段を最優先で確立する。
- ☐ 6 災害対策本部(事務局)の携帯電話が使用可能か確認し対応する。
- ☐ 7 電話や事務局携帯が使用できない場合は業者と連携して、通信手段を回復させる。
- ☐ 8 通信手段を確保でき次第、災害対策本部長に報告する。
- ☐ 9 通信担当者、情報記録担当者として適宜活動を行う。その旨、災害対策本部長に報告する。
- ☐ 10 情報記録担当者の元に入ってくる情報を記録し、提示することで誰もが時間を追って状況把握ができるようにする。
 - ☐ 人的被害状況 (会員・家族等の被災状況)
 - ☐ 物的被害状況 (住宅被害等)
 - ☐ 災害の規模 (ライフライン、交通手段等)
 - ☐ 協力要請 (被災地の行政、日本歯科衛生士会、県歯科医師会等)
- ☐ 11 報道機関に提供する情報の整理
- ☐ 12 災害終結後に報告書の作成を行う。
- ☐ 13 通信情報記録統括者は決められた時間に災害対策本部長に状況を報告する。

救護体制整備統括

任 務： 救援活動計画を立案決定し、歯科救護班、口腔ケア班を構成し業務を統括する。

活動場所： 災害対策本部（必要に応じて適宜移動）

- ☐ 1 災害対策本部長を確認する。
 - ☐ 本部長に報告する時間、場所を確認する。
(時間 場所)
 - ☐ 深夜時間帯の連絡についても確認する。
(時間 場所)
- ☐ 2 救援体制整備担当者を確認する。
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
- ☐ 3 県歯科医師会と連携し、情報を収集し救護所の数、場所を把握し、歯科医療救護班、口腔ケア班の編成を行う。
 - ☐ 歯科救護所(救護班)の確認 (責任者 連絡)
 - ☐ 口腔ケア班の数と構成に要する人員の確保
 - ☐ 班のリーダーの決定と役割分担を行う。
 - ☐ 避難所の責任者、救護係を確認し、被災時期に応じた歯科ニーズを把握する。
 - ☐ 携帯物品の決定
 - ☐ 歯科保健活動が分かるようにビブス、腕章、ネームプレート等を着用する。
- ☐ 4 支部長(災害担当者)からの状況把握と派遣依頼の確認を行う。
※必要があれば会員に依頼し状況の把握に努める。
- ☐ 5 災害支援歯科衛生士の受け入れ場所と、支援活動への配置
- ☐ 6 避難所等での歯科保健活動の準備
 - ☐ 避難所設置状況の確認
 - ☐ 避難所の場所、道路、ライフラインの状況等の確認
 - ☐ 避難者の情報の確認と把握
 - ☐ 高齢者や配慮を要する者の多い地域の把握
 - ☐ 避難生活が長期となった場合の口腔ケア推進事業
- ☐ 7 代表歯科衛生士が避難所での口腔ケア、歯科保健活動について連絡調整会議に出席する。
- ☐ 8 代表歯科衛生士は救護記録を作成し、コーディネートを行う。
- ☐ 9 JDAT の歯科支援の確認と協調を図る。
- ☐ 10 代表歯科衛生士は救護体制整備統括者に決められた時間に報告を行う。
- ☐ 11 救護体制整備統括者は災害対策本部長に状況を報告する。
- ☐ 12 災害終結後に報告書の作成を行う。

救援物資管理統括

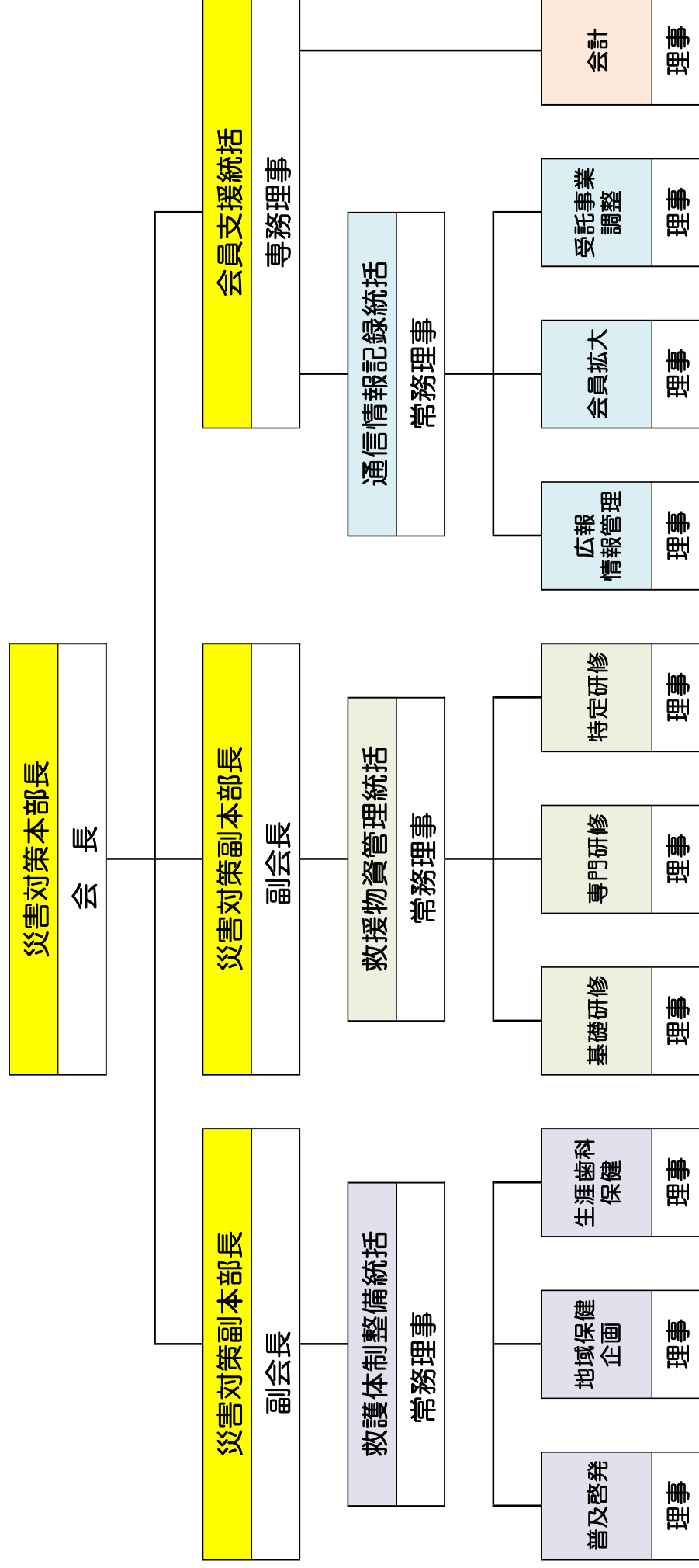
任 務： 救援物資の管理及び配布に関して業務を統括する。

活動場所： 災害対策本部（必要に応じて適宜移動）

- ☐ 1 災害対策本部長を確認する。
 - ☐ 本部長に報告する時間、場所を確認する。
(時間 場所)
 - ☐ 深夜時間帯の連絡についても確認する。
(時間 場所)
- ☐ 2 救援物資管理担当者を確認する。
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
- ☐ 3 県歯科医師会と連携し、救護所での歯科医療活動の準備
 - ☐ 情報を収集し救護所の数、場所を確認し、救援物資の調整を行う。
 - ☐ 現地の代表担当者、代表歯科衛生士を確認する。
 - (氏名 連絡)
 - (氏名 連絡)
 - ☐ 歯科医療救護班、口腔ケア班の活動に必要な物資の確保
 - ☐ 携帯物品の決定
 - ☐ 救援物資の受け入れ状況の確認と記録
 - ☐ 不足する物資の提供依頼を行い、救援物資の確保を行う。
 - ☐ 物資の輸送調整

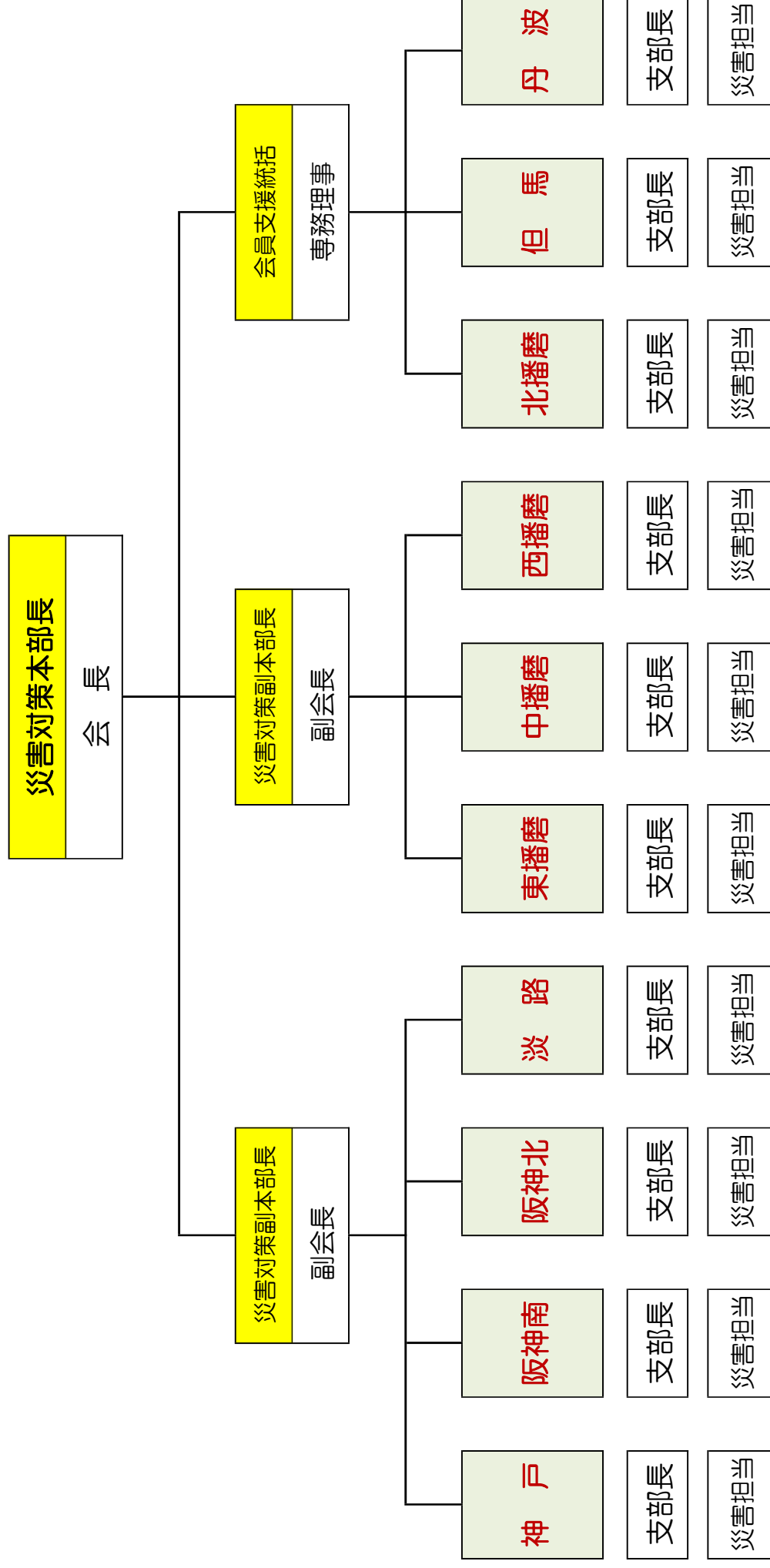
※必要があれば人員を派遣し状況の把握に努める。
- ☐ 4 避難所等での歯科保健活動の必要物品の準備
 - ☐ 歯科保健活動での着用するビブス、腕章、ネームプレート等の準備
 - ☐ 口腔ケア物品など携帯物品の確保
 - ☐ 避難所等での誤嚥性肺炎予防の啓発ポスター等の準備
 - ☐ 歯科保健活動の情報提供
 - ☐ 避難生活が長期となった場合の口腔ケア物品の準備
- ☐ 5 救護体制整備統括者と常に連携し、必要な支援物資の調整、準備を行う。
- ☐ 6 救護物資管理統括者は災害対策本部長に状況を報告する。
- ☐ 7 平時から災害時支援物資の確保と在庫確認を行う。
- ☐ 8 災害終結後に報告書の作成を行う。

兵庫県歯科衛生士会 災害対策本部役員連絡網



兵庫県歯科衛生士会

災害対策本部支部役員連絡網



歯科衛生士憲章

1. 私たちは国民の歯科衛生を担う者として誇りと責任をもって、社会に貢献する
2. 私たちは常に地域住民の立場を理解し誠実に業務を遂行する
3. 私たちは社会の信頼に応えるよう常に人格の形成、知識及び技術の向上に努める
4. 私たちは関係諸法令を遵守し歯科保健医療の向上に寄与する
5. 私たちは常に歯科衛生士業務発展のため相互の融和と団結に努める

兵庫県歯科衛生士会災害時行動指針 2026 改訂版

2026 年 8 月 6 日 改訂

公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会
〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5 丁目 2-13
四宮神社会館 2 階

TEL : 078-341-6471(月～金 9:30～17:00)

FAX: 078-945-7871

E-mail; hdha@silver.ocn.ne.jp

URL <https://www.hyogo-dh.or.jp>